

○規則第二条に定める宿日直勤務の承認について

(昭和52年4月1日)

(沿革)

昭和52年12月27日	昭和53年4月1日
昭和59年3月31日	平成6年9月30日
平成8年3月22日	平成12年3月31日
平成14年4月1日	平成15年4月1日
平成18年8月10日	平成19年3月30日
平成22年2月23日	平成24年3月22日
平成26年3月20日	平成30年12月17日

改正

1 第2条第2号の宿日直勤務

- 一 警察本部において事件指揮、相談等の受理、警備、事件の捜査、調査、処理等及び初動対応を行うための宿日直勤務（平成26年3月20日人事委員会指令第25号、平成26年4月1日適用）
- 二 警察署における宿日直勤務（昭和46年2月24日人事委員会指令第60号、昭和46年1月1日適用）
- 三 警察本部において行う総合宿日直勤務（昭和48年3月31日人事委員会指令第65号、昭和48年4月1日適用）
- 四 警察学校における宿日直勤務（昭和46年2月24日人事委員会指令第60号、昭和46年1月1日適用）
- 五 消防学校における宿日直勤務（昭和47年7月26日人事委員会指令第21号、昭和47年7月1日適用）
- 六 小、中学校の寄宿舎における舎監の宿日直勤務（昭和49年3月28日人事委員会指令第40号、昭和49年4月1日適用）
- 七 県立特別支援学校及び高等学校の寄宿舎における宿日直勤務（昭和51年3月27日人事委員会指令第58号、昭和51年4月1日適用）
- 八 県立高等学校における生徒の教育実習指導に伴う宿日直勤務（昭和51年3月27日人事委員会指令第58号、昭和51年4月1日適用）
- 九 高等技術専門校における宿日直勤務（昭和51年3月27日人事委員会指令第58号、昭和51年4月1日適用）
- 十 県立特別支援学校における寄宿舎指導員の宿日直勤務（昭和49年2月19日人事委員会指令第35号、昭和49年2月19日適用）
- 十一 児童相談所及び成徳学校における宿日直勤務（昭和59年3月31日人事委員会指令第49号、昭和59年4月1日適用）

十二 食肉衛生検査所、食肉地方卸売市場及びダム管理事務所における宿
日直勤務（昭和５２年４月１日人事委員会指令第２号、昭和５２年４月
１日適用）

２ 第２条第３号の常直勤務

一 成徳学校における常直勤務（昭和５２年４月１日人事委員会指令第２
号、昭和５２年４月１日適用）